

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領</p> <p style="text-align: center;">〔 制 定 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号 最終改正 <u>平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2320 号</u> 〕</p> <p>第 1 趣旨 本要領は、<u>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2311 号</u>農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）<u>第 5 の 2 の（2）</u>の費用対効果分析の算定方法を定めるものとする。</p> <p>第 2 費用対効果分析の算定方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 妥当投資額の算定は、次により行うものとする。 （1）～（5） （略） （6）算定に当たっては、次の事項に留意するものとする。 ア 効果額の算定は、事業実施計画（実施要領<u>第 5 の 1 の（1）</u>に規定する事業実施計画をいう。以下同じ。）単位で行うことを基本とするが、施設等ごとの投資効率を算定してこれを積み上げることにより事業実施計画全体の効果額を算定することもできるものとする。 イ 交付対象事業（実施要領<u>別表 1</u>に規定する交付対象事業をいう。以下同じ。）の効果が及ぶ地域において、当該交付対象事業以外の事業を実施しようとする場合には、複数の事業により効果が重複して計上されることを避けるため、年総効果額を事業間で按分するものとする。この場合には、年総効果額を事業ごとの事業費の割合に応じて按分する等、地域において適当と考えられる客観的な方法によって算定を行うものとする。 ウ （略）</p> <p>3 1 の規定にかかわらず実施要領<u>別表 2</u>の事業メニュー欄に掲げる次表の施設等については、投資効率を 1.0 とみなして算定することができるものとする。</p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領</p> <p style="text-align: center;">〔 制 定 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号 最終改正 <u>平成 29 年 3 月 31 日付け 29 農振第 2286 号</u> 〕</p> <p>第 1 趣旨 本要領は、<u>農山漁村振興交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2326 号</u>農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）<u>の別紙 5 の第 4 の 2 の（2）</u>の費用対効果分析の算定方法を定めるものとする。</p> <p>第 2 費用対効果分析の算定方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 妥当投資額の算定は、次により行うものとする。 （1）～（5） （略） （6）算定に当たっては、次の事項に留意するものとする。 ア 効果額の算定は、事業実施計画（実施要領<u>の別紙 5 の第 4 の 2 の（1）</u>に規定する事業実施計画をいう。以下同じ。）単位で行うことを基本とするが、施設等ごとの投資効率を算定してこれを積み上げることにより事業実施計画全体の効果額を算定することもできるものとする。 イ 交付対象事業（実施要領<u>の別紙 5 の別表</u>に規定する交付対象事業をいう。以下同じ。）の効果が及ぶ地域において、当該交付対象事業以外の事業を実施しようとする場合には、複数の事業により効果が重複して計上されることを避けるため、年総効果額を事業間で按分するものとする。この場合には、年総効果額を事業ごとの事業費の割合に応じて按分する等、地域において適当と考えられる客観的な方法によって算定を行うものとする。 ウ （略）</p> <p>3 1 の規定にかかわらず実施要領<u>の別紙 6 の別表 1</u>の事業メニュー欄に掲げる次表の施設等については、投資効率を 1.0 とみなして算定することができるものとする。 <u>なお、㊸遊休農地解消支援については、費用対効果の算定は必要ないものとする。</u></p>

⑨土地改良施設 保全	⑩農業集落道	⑪連絡農道	⑫飲雑用水・防 災安全施設	⑬廃校・廃屋等 改修交流施設
⑭自然環境保 全・活用交流 施設	⑮地域資源活 用起業支援 施設	⑯産地振興追 加補完整備	⑰小規模農林地 等保全整備	⑱景観・生態系 保全整備

第3 費用対効果分析の結果

実施要領第8の2の(2)の基準とは、第2の1の投資効率が1.0以上であるものとする。

第4～第5 (略)

④土地改良施設 保全	⑩農業集落道	⑪連絡農道	⑫飲雑用水施設
⑬防災安全施設	⑭廃校・廃屋等改 修交流施設	⑮自然環境保全活 用施設	⑯地域資源活用起 業支援施設
⑰土地利用調整	⑱産地振興追加補 完整備	⑲小規模農林地等 保全整備	⑳景観・生態系保 全整備

第3 費用対効果分析の結果

実施要領の別紙6の第7の2の(2)の基準とは、第2の1の投資効率が1.0以上であるものとする。

第4～第5 (略)

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。